

フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）について

1 事業名

フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）

2 根拠法令

介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号（介護予防・生活支援サービス事業）

3 目的

フレイル状態の高齢者に対し、身体機能の回復とともに生活環境の調整を行い、日常生活の活動を高めることで、高齢者が、生きがいや役割を持って地域で暮らし続けられることを目指す。

また、地域の通いの場や趣味活動への接続まで支援することで、高齢者のセルフケアの促進を図る。

4 内容

リハビリ専門職（理学療法士（PT）・作業療法士（OT））が高齢者（本人）の状態に合わせた行動目標を提案し、週に 1 回の本人宅への訪問において、高齢者の状態及び行動目標の取組状況の確認、アドバイスを行うことで、本人の心身機能及び生活機能の状態改善を図る。

5 対象者

（1）「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」で把握したハイリスク高齢者
（原則、運動機能の低下の該当者）

（2）要支援認定者

6 利用者負担

なし

7 実施方法

訪問看護ステーションに委託

8 支援の流れ

（1）健康課医療専門職（※）（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施）が高齢者の状態の確認、必要性の判断、本人の動機づけとともに、本人とともに目標を設定する。

（2）健康課の情報を基に、あんしんケアセンターが介護予防プランを作成する。

（3）担当者会議

（4）リハビリ専門職が介護予防支援計画に基づく行動目標を作成。

（5）リハビリ専門職による週 1 回の自宅訪問による支援の実施。

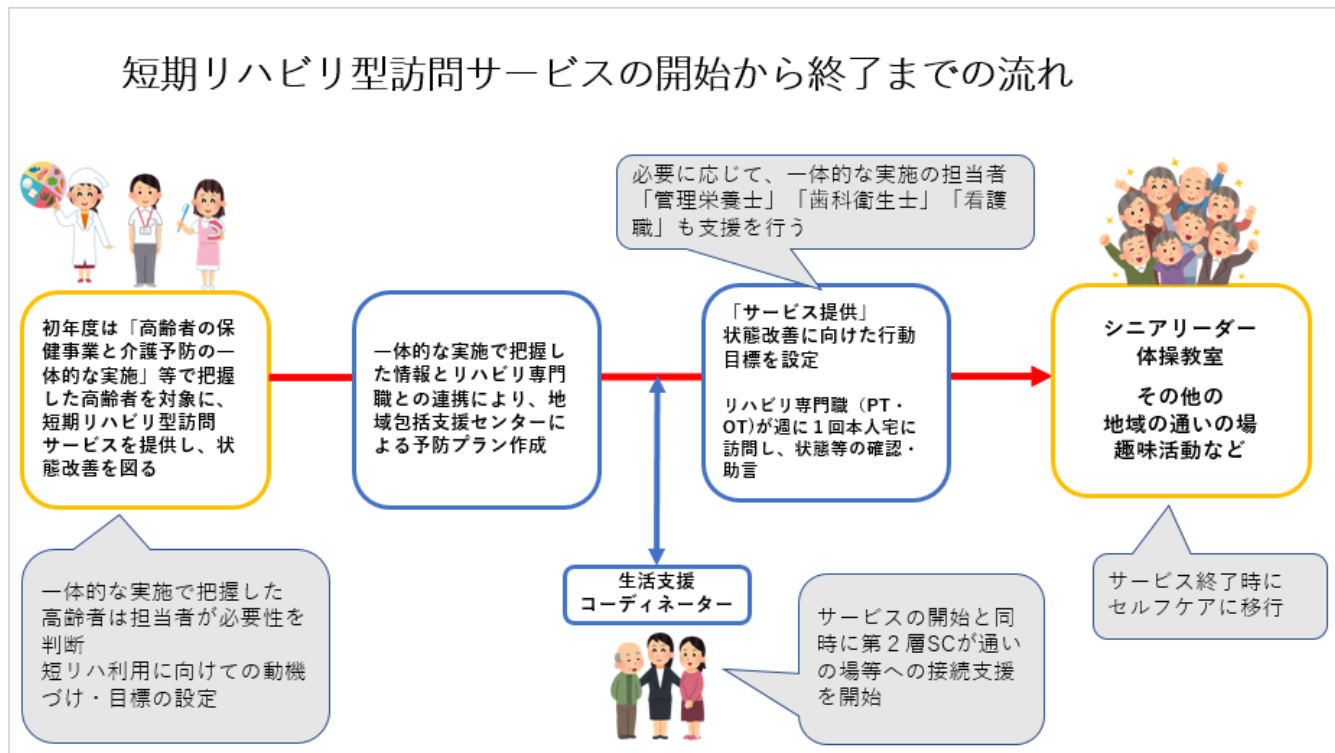
※必要に応じて、「一体的な実施」の医療専門職も支援を行う。

※支援の開始と同時に SC が通いの場等への接続支援を開始。

(6) 担当者会議 (評価)

(目標達成：支援終了／目標未達成：支援の延長 (最長 6 か月))

(7) 通いの場や趣味活動等によるセルフケアにつなぐ。



9 スケジュール

令和 6 年 2 月～ フレイル改善事業 (短期リハビリ型訪問サービス) 実施に向けた検討会開催

令和 6 年 5 月～ フレイル改善事業モデル実施

令和 6 年 8 月 フレイル改善事業モデル実施後の検証

令和 6 年 10 月 フレイル改善事業委託先事業者の募集・契約・研修

令和 6 年 12 月 フレイル改善事業本格実施